

Title	バンジャマン・コンスタン『征服の精神と篡奪：ヨーロッパ文明との関わりにおいて』(二)
Sub Title	De l'esprit de conquête et de l'usurpation dans leurs rapports avec la civilisation européenne (traduction)(2)
Author	堤林, 剣(Tsutsumibayashi, Ken) 堤林, 恵(Tsutsumibayashi, Megumi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2008
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.81, No.9 (2008. 9) ,p.117- 126
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20080928-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

バンジャマン・コンスタン『征服の精神と篡奪

——ヨーロッパ文明との関わりにおいて』（二）

堤 林 劍
堤 林 惠 訳

六 第一部 征服の精神について

第六章 軍人の精神が諸国民の内状に及ぼす影響⁽¹⁾

征服の体制が持つ影響力を、その軍隊に対する作用や、軍隊と外国との間に生じさせる関係のなかだけで考察しても不十分である。それが軍隊と市民たちの間に生みだす関わりについても検討しなくてはならない。

排他的かつ敵対的な団体の精神は、かならずや他の人々と目的を異にする組織を結成し我が物とする。キリスト教にそなわる穏和さと純粹さにもかかわらず、聖職者の団体はしばしば国家の中に別の国家をつくりだしてきた。そしておよそ軍隊に招集された人間はみな、自らを国民から切

り離し区別する。彼らは自分たちに委ねられた武力行使に對して、ある種の敬意の念を抱くことになる。そうした彼らの慣習と思想とは、すべての政府がその確立に利益および義務を負う秩序と、平和的で恒常的な自由の原理とを脅かすものとなる。

したがって、長引いたり立て続けに勃発したりする戦争の体制によって、軍隊の精神一色に染められた人間が数多くの国のなかに生み出されるというのは、由々しき事態である。この不都合は、ことの重大さを目立たなくさせる何らかの境界線に大人しく収まっているようなしろものではないからだ。軍隊は、その精神のゆえに他の人々から遠く隔たっているにもかかわらず、内務行政のなかで彼らと混じりあう。

征服を志向する政府は、ほかのどの政府よりも、直接手足となつて働いた者たちに権力と榮譽をもつて報いることを好む。塹壕を掘りめぐらせた戦地に彼らを閉じ込めておいたりほしくない。それどころか、壮麗さと尊厳で仰々しく飾り立てずにはいられないのだ。

しかし一体このような兵士たちが、若年のころから危険が習慣となつて染み付いている精神を、その身を被つてゐる武器とともに手放したりするだろうか？ 彼らがトীগ⁽³⁾を、法への敬意と〔国民を〕保護する形式への配慮を、つまりこうした人間の共同体に具わる神性を身にまとつたりするだろうか？ 武器を持たぬ階級は、彼らの眼には卑しい凡俗と映る。法律は無意味で瑣末なもの、形式は耐え難い遅滞。問題解決において何よりも高く評価されるのは、すべての軍事と等しく、展開の速さである。軍隊における制服のごとく、全会一致は意見に欠くべからざる特質とされる。異議申し立ては彼らにとつて無秩序にはかならず、反論は反逆、裁判所とは軍法会議のことであり、判事は命令を受けた兵士、被告人は敵、判決は戦闘となる。⁽⁴⁾

これは幻覚じみた誇張などではない。この二十年間というもの、我々はヨーロッパのほぼ全土で軍隊の裁きが適用されるのを眼にしてきたのではなかつたか？——その第一

原理は形式の省略にある、まるで一切の形式の省略は最悪の詭弁であることを知らぬげに。というのも、もし形式が無用の長物であるなら、裁判所はこれを排除しなくてはならない。だがもし形式が必要とされるなら誰もがこれを尊重すべきである。そして確かに、告発が深刻であればあるほど、審議の必要性はましてゆくのだから。我々が眼にしたのは、屈従に身を捧げ自律した判事たりえないことが衣服だけでも知れるような人間が、判事たちのあいだに絶えず席を占めてゆくさまではなかつたろうか？

我々の子孫がもし人間の尊厳にまつわる感覚をいくらかなりと具えているならば、彼らにはおよそ信じられないだろう——あるいは不滅の武勲に彩られているかもしれないが、⁽⁵⁾天幕の下で育ち市民的な生活のことなど何も知らないような人々が、理解もできぬ被告人を尋問し、裁く権利を持たぬまま市民たちに最終判決を突きつけていた時代があつたなどとは。また我々の子孫が墮落した人間の最たるものでないならば、彼らはやはり信じるまい——人々が軍事法廷に立法者、文筆家、政治的犯罪の被疑者を引き摺りだし、そうして手ひどい嘲笑を浴びせかけながら、理性なき熱意と知性なき服従とを世論および思想の判事とみなしていたなどということ。そしてまた、勝利から凱旋した

ばかりの、葉の一枚とて萎れていない月桂樹で飾られた兵士たちに、死刑執行人に転身せよと身の毛もよだつ仕事を押し付け、犯した罪も名も知らぬ同胞を追い回し、捕らえて喉を掻き切れと強いたということを。否、彼らは叫ぶだろう、武勲そして勝利の華やかさの対価がそんなものであるはずがない！ 否、フランスの守護者たちが再び祖国に舞い戻り、祖国の地に敬意を表するのはそんな仕方ではないはずだ！

確かに、過ちをこの守り手たちに帰することはできない。彼らが悲しむべき服従にうめき声をあげているのを、私は数え切れないほど眼にしてきた。私は喜んで繰り返し、彼らの美徳は人間本性から期待できる以上に戦争の体制に抵抗し、彼らを墮落させようとする政府の行いにあらがった。罪深いのはただこの政府のみであり、犯されない悪があるとすればそれはひとえに我々の軍隊のおかげである。⁽⁶⁾

第七章 こうした軍隊の精神が形成されること いま一つの不都合

最終的にはある種陰惨な反作用として、政府によって軍隊の精神の担い手となるよう強いられた一部の国民が、今度政府のほうに、自ら形成に躍起になった体制に留まる

べく強制することとなる。

戦果を鼻にかけ略奪に慣れ親しんだ多数の軍隊など、とても扱いやすい道具とはいえない。ここで言うのは、人民主義的な国制をかかげる諸国民を脅かす危険ばかりではない。いちいち引用していたら煩わしいほどの事例が歴史には溢れかえっているのだ。

ある時は、六世紀にもおよぶ数々の勝利によって讃えられた共和国の兵士たちが、幾世代もの英雄が自由に捧げてきた巨大な記念碑に取り囲まれながら、キンキナトゥスやカミルスの遺灰を踏み躪りカエサル⁽⁷⁾の命令に従って行進した——自分たちの祖先の墓を汚すために、そして永遠の都を奴隷の身に落とすために。またある時は、イギリスの軍隊がクロムウェルとともに、いまだ自らに向けられた武器およびその道具として利用されかけている罪に対して戦い続けていた議会に突撃をしかけ、偽善にあふれた篡奪者の片手に国王、片手に共和国を売り渡した。⁽⁷⁾

しかし絶対主義の政府だからといって、常に危険なこの力を恐れないですむということにはならない。もしそれが首長の名において外国と自国民に対する脅威となるならば、この力は絶えず首長自身にとっても危険な存在となりうる。そうして、敵に立ち向かう軍隊を導くよう野蛮な諸民族が

その先頭に立たせた恐るべき巨象群 (colosses)⁽⁸⁾ も、突如として激しい不安に打たれ恐怖にとらわれて後退しはじめ、指揮官の号令を無視して、それらのもたらす救済と勝利とを待ち望んでいた軍勢を粉砕し散り散りにしてしまつたのだつた。

それゆえ、無為のなかでは暇を持て余して落ち着かぬの軍隊に任務を与えておかなくてはならない。常に彼らを遠ざけておき、敵を見つけ出してやる必要がある。戦争の体制は、眼の前の闘いとはまったく無関係に、自ら未来の争いの芽を宿しているのだ。そしてこの道に踏み込んだ主権者はその手で呼び覚ました運命に引き摺られ、二度と再び、平和な人間へ立ち返ることはできない。

第八章 征服を志向する政府の 国民大衆に及ぼす作用⁽⁹⁾

これまでのところで、侵略と征服の精神に委ねられた政府が、その企図に積極的に奉仕するような一部の国民を墮落させずに置かぬことは、十分に証明されたものと思つう。続いてここからは、選ばれた一部の人々を墮落させる一方、こうした政府はその他の国民にも盲従と犠牲とを要求し、彼らの理性を曇らせ、判断を歪め、思想のすべてを覆すよ

うな仕方では働きかけることを示すこととしよう。

ある国民が生来好戦的であれば、これを治める権力は戦いに赴かせるため彼らを欺く必要はない。アッティラがこの世において掌握すべき領土をフン族に指で差し示せば、彼らはそこへ駆け立つた。アッティラは単に彼らの衝動の道具であり体現者にすぎなかったからだ。だが我々の時代においては、戦争は人々に何らの利益ももたらさずかつてただ窮乏と苦悩の原因としか思われぬ以上、征服の体制の掲げる弁明は詭弁と詐欺のほか拠つて立つところを持ちえない。

どれほど自らの野放図な計画に専心していたとしても、政府は国民に向かつてあえてこう訴えることはできない——さあ、世界征服に向かつて行進しよう、と。誰もが声を揃えてこう応えるだろう、世界征服なんて望んじやないさ、と。

そのかわりに政府が引き合いに出すのは、国家の独立、国家の榮譽、国境の均整化 (arrondissement des frontières)⁽¹⁰⁾、商業的利益、あるいは未来に配慮した予防策といったところ——それからまだ何があつたらう？ なにせ偽善と不正義の語彙にはおよそきりががないのだ。

政府は国家の独立を持ち出すだろう、あたかも他の国家

の独立がそれを存亡の危機に貶めるかのように。

政府は自国の榮譽を援用するだろう、あたかも他の国家が榮譽を保っていることがそれに傷をつけるかのように。

政府は国境の均整化を口実にするだろう、あたかもこの理屈が、承認されたその時から一切の平安と公正さを地上から消滅させてしまうことなどないかのように。というのも、政府が国境の均整化を図るのは常に国の外に向かつてであるからだ。誰もが知っているように、自国の領土の一部を犠牲にして残りを幾何学的に均整のとれたもの（*régularité géométrique*）としようとすると政府などいまだかつて存在しない。したがって国境の均整化とは、基礎が自ら崩壊し諸要素が互いに衝突しあい、実行に移せばただ弱者に対する略奪に終わり、強者の占有を非合法にするような政略（*système*）なのだ。

この政府は商業的利益を引き合いに出すだろう、あたかも国から最も深刺とした若い世代を奪い、農業や製造業および産業に最も必要とされる腕を挽ぎ取り、他国と自らとのあいだに血で染められた境界線を引くことが、商業に貢献するかのよう。商業は、国家間の良好な関係のうえに成り立つ。これを支えることができるのは公正さのみであり、平等を基礎として形成され、平安を得て繁栄するもの

である。それでいて、この商業的利益のためと称して政府は絶えず激しい戦争を再燃させ、国民の頭上に世界の敵意を招き、不正義に次ぐ不正義を犯し、暴力によって日々信用を危ういものとし、同輩者の存在を拒絶するのである。

* 戦争は実費以上に高くつくものだ、とある賢明な著作家が述べている。戦争の費用には、それによって獲得できなかったものすべてが含まれるのである。Say, *Econ. polit.*, v. 8. [Jean-Baptiste Say, *Traité d'économie politique, ou simple exposition de la manière dont se forment, se distribuent et se consomment les richesses* (première édition: 1803), rééd. Paris: Calmann-Lévy, 1972, p. 485]

政府は先見の明にもとづく予防策という口実のもと、敵対的な企図があると疑いをかけ、侵略の計画を実行に移そうとしているというかどで最も穏和な隣国、最も慎ましい味方を攻撃することだろう。こうした誹謗中傷の不幸な味がたやすく屈服すれば、政府は彼らを未然に防いだと吹聴する。もし彼らが抵抗するだけの時間と力をそなえていたなら、政府は叫びたてるだろう——ほら御覧なさい、やっぱりあいづらは戦争を望んでいたんですよ、だって防戦してるじゃないですか、と。

† フランス革命期になって、非正当で専制的とみなされた

政府の軛から人々を解放する、というそれまでは知られていなかった戦争の口実が考え出された。それによって、時間と慣習とに研磨され角のとれた制度のもとで静かに暮らし、あるいは何世紀ものあいだ自由の恩恵を享受していた人々のあいだに死がもたらされたのであった。永遠に恥辱とされるべきその時代、人々は不実な政府が、人類の権利に対する尊重と人道に対する熱意などという虚偽の主張でヨーロッパの醜聞を上塗りしながら、汚れた軍旗に神聖な言葉を記し、平和を揺るがし、独立を侵し、罪もない隣人たちの繁栄を打ち砕くのを眼にした。征服がもたらす最大の害悪、それは偽善である——そうマキアヴェッリは語っている、いみじくも我々の歴史を予言したかのように。

こんな行いは、特殊な邪悪さから偶然に導き出された結果にすぎない、などとお考えにならぬよう。それは状況から生じる必然的な帰結なのだ。今日、広範な遠征を議論まんとする一切の政権は、こうした一連の空論に過ぎぬ口実と唾棄すべき虚偽を余儀なくされる。その有罪は疑いようがなく、罪を軽減することなど考えぬがよからう。だがこの罪が根ざすのは用いられた手段ではない——それはこうした手段を要求する状況を、自ら選んだことにあるのだ。したがって政府当局 (autorité) は、民衆の知的能力に對して、軍部の道徳的性質に及ぼしたのと同じ作用をふる

わなければならなくなる。後者に対し、その心からすべての人間性を消し去ろうとしたのと等しく、前者の精神からもあらゆる論理を駆逐しようと努めずにはいられないのだ。一切の言葉はその意味を失う。穩健という語が暴力を予言する。正義という語が不正を予告する。諸国民の法は力ずくの獲得と残酷さの掟へと変質する。幾世紀にもわたる啓蒙によって、人間相互のそれと同じく社会と社会との関係にも浸透していたはずの諸観念はみな、再び駆逐されることになるだろう。人類は、歴史上の汚点ともいえる、この荒廃しきった時代に向かって退行してゆく。唯一の相違は偽善だ、そしてこの偽善は誰も信じないがゆえにより大きな腐敗をもたらす。というのも政府当局の虚言が有害なものとなるのは、国民を惑わし過ちを犯させる時ばかりではないからだ。よしんば彼らを騙していないとしても、有害さに何ら減るところはあるまい。

支配者たちの二心と裏切りを疑う国民は、それを自ら体得してゆくのだ。自分のことを支配する指導者を、その發言のすべてが虚偽であるがゆえに偉大な政治家と呼びたがるような人間は、より下位の領域において今度は自らが偉大な政治家になることを望む。真理は彼にとって愚かさを意味し、不正こそが敏腕とされる。かつて彼は自己利益か

らのみ嘘をついた。いまや彼は自己利益と自尊心にもとづいて偽るのである。彼は狡猾であることに誇りを感じるだろう。そしてこの伝染病が本質的に模倣者である国民を、何よりも騙されやすい人間と思われ、⁽¹⁾ことを皆が恐れているような国民をとらえたなら、公的な道徳の崩壊に私的な道徳が呑み込まれるのも時間の問題ではないだろうか？

第九章 虚言のもつ効力を補うために必要となる強制という手段について

にもかかわらず、もしいくばくかの理性の片鱗が消えずに残るとしたら、別の観点からみればそれはさらなる不幸といえるだろう。

詭弁の不十分さは強制が補填せねばならない。遠征の有用性が十分に示されなかったと思えば、そのようなものに血を捧げる義務など誰もが何とくして逃れようとするだろうから、政府当局は反論そのものを粉碎させるため貪欲な人々を買収するに違いないのだ。間諜と密告とは権力の常套手段であるが、この権力が義務と即席の罪状をでっちあげれば、これらの行為は奨励され報酬を受け取ることになる。道徳と自然に鑑みれば何の罪も負っていないはずの逃亡者たちを追跡し投獄するため、獐猛な番犬のごとき警察

官が都市にも地方にも放たれる。法を犯すのを常とし、どんな罪にも手を染める準備のある輩もいれば、同胞の不幸を食い物にして暮らしながら汚辱に慣れ親しむような者たちもいる。子供たちの過ちによって父親が罰せられ、それゆえ子供の利益は父親らのそれから切り離されることになる。家族に残された道は、抵抗にむけて団結するか、裏切りのためにばらばらになるかしかない。父親の愛情は犯罪となり、子の優しさは反抗とみなされる。そしてこうした一切の害悪がなされる目的は、正当な自己防衛などではなく、たとえ手中にしたとしても国の繁栄には何ら寄与しないような遠く離れた国々を掌握するためなのだ——一部の人間の虚しい名声や禍々しい榮譽を国の繁栄と呼ぶなら話は別だが！

だが公正であるように努めようではないか。闘いに赴き地の果てで息絶えるよう仕向けられた被害者たちは慰めを与えられているのだ。見よ、彼らを——よろよろした足取りで指導者に付き従っている。彼らは粗野で不自然な活気に浸る酩酊状態に投げ込まれた。大気は彼らの引き起こす騒々しいさわぎに掻き乱され、彼らのみだらな歌が小さな村落に鳴り響く。そんな酔い、騒乱、放縱こそが彼らの行政官たちの生み出した最高傑作であるとは、一体誰が信じ

ようとするだろうか？

征服の体制が政治的權威のふるう作用のうちに引き起す、なんと奇妙な転倒であろう！二十年ものあいだ、あなたがたはこの同じ人々に向かって節制を、家族への愛情を、仕事への精勤を勧めてきたのではなかったか——だが世界は征服せねばならぬ！彼らは捕らえられ、引き摺られ、長い間教え込まれてきた美德を軽蔑するようそのかされたのだ。暴飲暴食でふらふらになれば、遊蕩で活力を掻き立てる。それを人は、公共の精神の再興、と呼ぶのだ。

第一〇章 戦争の体制が知性と知識人層とに 及ぼす他の不都合

我々の取り組んでいる一覧表は未だなお完成していない。ここまでに描出してきた害悪がいくら耐え難く思われようと、不幸な国民に伸し掛からんとするものはこれですべてではない。そこへさらに付け加わるものは、あるいはその起源においてはさほど注意を引かないかもしれないが、未来への希望を萌芽のうちに萎れさせてしまうため、はるかに取り返しがつかないしろものといえる。

人生のある時期においては、知的能力の發揮に加えられたい危害が修復しえないものとなる。戦争状態における危険

に満ち、無頓着で粗野な習慣、あらゆる家族関係からの断絶、敵と対峙していない時の機械的従属、倫理規範からの完全な独立、これらが情念の最も活発に高まる年齢を見舞うなら、道徳や知性にとって些細な出来事とは言いがたい。絶対的な必要性がないにもかかわらず教養層の子息たちを——彼らには宝庫のように、教養、洗練、思想の公正さ、そして我々を唯一蛮族から区別する、この優雅と高貴と粹美との伝統が宿っているのだが——野営地や兵舎での暮らしに追いやれば、虚しい成功やその国家が掻き立てる無価値な恐怖をもってしては到底償いえないほどの不幸を、その国にもたらすのである。

商人の、芸術家の、判事の息子、文学や学問および難解で複雑な工業の運営に身を捧げる若者たちを、兵士という職業につかせること——それは彼らから、かつて受けた教育の一切の果実を奪うことにほかならない。またこの教育そのものも、予想される不可避の妨害から影響を被らぬわけにはいかない。軍事的栄光という輝かしい夢が若い人々の空想力を酔わせれば、彼らは自分たちの趣味と目覚め始めた能力の働きとに逆らう穏和な研究生活、座職、細かな配慮を要求する仕事などを軽蔑することだろう。家庭から引き剥がされるのを辛く思ったり、数年間の犠牲によって

自分の進歩がどれだけ遅れるかを見積もつたりすれば、彼らは自分自身に絶望してしまう。鋼鉄の腕で自分たちから豊かな実りが挽ぎ取られるような苦役に身を捧げたいなどとは彼らも望まぬはずだ。だが自らを知的に向上させていくための時間を政府が奪うのであれば、こう呟くだろう、不可抗力にあらがっても無駄だと。こうして国民は、道徳的な衰退の一途を辿り始め無知を増大させてゆく。勝利のさなかにあつて国民の頭は朦朧とし、月桂冠を頂くその下でさえ、間違つた道を辿り目的地を見失つてしまつたという感覚に悩まされつづけるのだ*。

*王政下のフランスにおいては、六万人もの民兵が存在していた。任期は六年間だつた。したがつて、毎年一万人の男性に運命の告知が下されてきた。民兵を恐怖の籤引と呼んだネッケル氏なら、徴兵については一体何と語つたことだろう？

我々の議論は、おそらく戦争が無意味で無目的な場合にしか当て嵌まらないだろう。いかなる配慮であろうと、侵略者を撃退する必要性に匹敵することなどありえない。その時にはすべての階層が馳せ参じなくてはならない、誰もが等しく脅威にさらされているのだから。だがその動機は卑しい略奪などではなく、したがつて彼らが墮落すること

は決してない。彼らの熱意は確信によつて支えられており、強制の必要はない。社会的な業務が被る中断 (interruption) には、このうえなく神聖な義務と最も貴重な利益に關わるのものという意義が与えられ、恣意的な妨害 (interruptions arbitraires) と同じ結果を生むことはない。国民はそこに期限を見て取るからである。彼らが喜んで従うのは、安らかな環境に再び戻る手段としてなのだ。そしていつかこの安寧に復帰する時には、新たな若さ、気高さを増した能力、そして力を有益に立派に振るつたという感情がそれに伴うのである。

しかし、自らの祖国を守るのと、同じく守るべき祖国を持つ他の諸国民を攻撃するのとはまったく別のことである。征服の精神はこの二つの観念を混同しようとする。いくつかの政府は、軍隊をあちらの果てからこちらの果てへと送り出す場合にも、なお彼らの故郷の護りを引き合ひに出そうとする。おそらく自分たちが火を放つ場所すべてを、故郷と呼ぶつもりなのだろう。

(1) 本章と類似した議論は、手稿の『政治原理論』および『大国における共和国憲法の可能性についての放棄された著作の断片』にもみられる。Principes de politique, liv.

13, ch. 3; *Fragments d'un ouvrage abandonné sur la possibilité d'une constitution républicaine dans un grand pays*, éd. par Henri Grange, Paris : Aubier, 1991, liv. 7, ch. 7. また、コンスタンの影響が濃厚なスタール夫人の一七九八年に執筆されたと推定される以下の著作も参照。Madame de (Anne-Louise-Germaine) Staël, *Des circonstances actuelles qui peuvent terminer la Révolution et des principes qui doivent fonder la République en France*, éd. par Lucia Omacini, Droz : Genève, 1979, pp. 289-291.

- (2) 初版では「危険」が「殺戮と危険」となっている。
 (3) 初版では「トーガ」が「元老院議員のトーガ」(la toge sénatoriale)となっている。

(4) コンスタンの主要な政治論文を英訳したヒアンカマリア・フォンタナによれば、(1)で批判の対象となっているのはナポレオンが確立した「公安官吏」(magistrats de sûreté)と特別軍事法廷である。Biancamaria Fontana (trans.), *Political Writings*, Cambridge: Cambridge University Press, 1988, p.61.

- (5) 「不滅の武勳に彩られているかもしれないが」という表現は初版には登場しない。
 (6) フランス軍を好意的に描くこのパラグラフは、初版には登場しない。

(7) (1)ではクロムウェルによる一六五三年の長期議会

解散と自らの護国卿就任を暗示。共和国を葬った軍人としてナポレオン、クロムウェル、カエサルはしばしばバラレールに論じられる。

- (8) Colosse は「巨象」ではなく「巨像」と訳すべきかもしれないが、初版では ces animaux énormes となっており、これは明らかに象を意味しているのだから(1)ではあって初版の意味を汲み取りつつ意訳することにした。

(9) 以下、脚注はコンスタンの註、文末脚注はこれまでごおり訳者の註。

(10) 国境の均整化という考えは、旧体制においては *de carte* と称され、十七世紀にはしばしば征服の正当化根拠とされた。

(11) 初版では「本質的に模倣者である」の前に「本質的に虚栄心の強い」(essentiellement vain)と記されている。フランスの国民感情に配慮して削除したものと思われる。